

小児慢性特定疾病医療受給者証返納届について

提出が必要となる書類

No.	提出書類	留意事項
①	小児慢性特定疾病医療受給者証返納届	<ul style="list-style-type: none">・ 受診者が18歳未満の場合、届出者は原則、受診者が加入する医療保険の被保険者となっている保護者になりますが、受診者が加入する医療保険が国民健康保険や国民健康保険組合の場合は、同一の医療保険に加入する保護者のうち現に受診者を扶養している方を申請者としてください。・ 受診者が18歳以上の場合、届出者は原則、受診者本人になります。
②	小児慢性特定疾病医療受給者証	